

## 薬剤師会への自社会議室の貸与



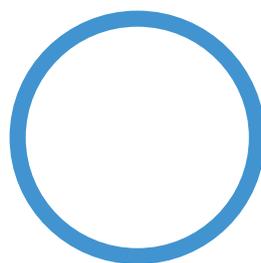
弊社の本社は、地方の小都市にあります。地元の薬剤師会が臨時集会を行うに当たり、例年の会場が改築中で開催場所が見つからず困っている様子です。

そこで、近距離で収容人数もある、弊社の会議室を利用したいという依頼を受けました。

会合の際に、弊社からは差し入れなど金銭を伴う行為は行わないことを前提に貸与したいと思います。可能でしょうか？



### 回答



**単に会議室の貸与のみであれば可能です。  
(新たな金銭的支払いが生じなければ)**

ただし、継続的に貸与する場合や、情報端末機器を人数分揃える場合や、社員同席のもとOA機器の操作などを行う場合など、**過大な便益、労務の提供に該当します**ので注意して下さい。